

各基幹型臨床研修病院長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

### 臨床研修病院の移転等の際の指定の考え方について

日頃から、本府健康医療行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成30年度の医療法及び医師法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から、大阪府が大阪府医療対策協議会の意見を踏まえ基幹型臨床研修病院の指定を行うこととなりました。

つきましては、基幹型臨床研修病院の移転や分割、統合等（以下、「移転等」という。）の際の指定の考え方を大阪府医療対策協議会で協議し、下記のとおり整えたので通知します。

なお、個々の事例については、移転計画報告書等が提出された段階で大阪府医療対策協議会において下記の取扱いを適用し、指定の継続等の適否について協議するものとします。

### 記

#### 1 移転等を行う場合の臨床研修病院の指定等について

##### (1) 指定等の取扱い

移転等の前後における当該病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該病院としての同一性が認められる場合であって、かつ、当該移転等後の病院が指定基準を満たす場合には、引き続き指定するものとします。

ただし、分割の場合に引き続き指定する基幹型としての病院数については、当該分割前に指定していた病院数を超えないものとします。

##### (2) 定員数の取扱い

上記(1)により、引き続き指定する場合の研修医の定員数については当面、従前通りとしますが、適切な指導体制を確保できる範囲内とします。

#### 2 事務的手続きについて

##### (1) 移転等前病院

1により引き続き指定された場合の移転等前の病院（以下「旧病院」という。）については、医療法上は、廃止の手続きがとられますが、基幹型臨床研修病院としての指定の取扱いについては、以下のとおり取り扱うこととします。

(ア) 旧病院から移転等について大阪府に報告すること。

(イ) 旧病院の廃止に伴い基幹型臨床研修病院の指定効力を消滅した旨を旧病院が関係者に通知すること。

##### (2) 移転等後病院

(1)により引き続き指定された場合の移転等後の新病院については、当該病院から引き続き指定された旨を移転等後、新病院が関係者に通知すること。